# 株式会社ひらせいホームセンターに対する警告等について

令和８年１１月１７日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、株式会社ひらせいホームセンター（以下「ひらせいホームセンター」という。）に対し、本日、後記第１のとおり、独占禁止法第１９条（同法第２条第９項第５号（優越的地位の濫用））の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、警告を行った。また、ひらせいホームセンターに対し、後記第２のとおり、注意を行った。

## 第１　警告について

### １　警告の相手方

| | |
|---|---|
| 法 人 番 号 | 1110001004748 |
| 名　　称 | 株式会社ひらせいホームセンター |
| 本店所在地 | 新潟市西区寺尾台二丁目３番３号 |
| 代　表　者 | 代表取締役　清水　泰成 |
| 事業の概要 | ホームセンター等の経営 |

### ２　警告の概要

⑴　ひらせいホームセンターは、遅くとも令和５年１月１日から令和８年６月２１日までの間、自社に継続して商品を納入する事業者（以下「納入業者」という。）に対して、自社の店舗の新規開店、改装開店又は売場変更に際し、これらを実施する店舗において商品（注１）の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用（以下「派遣費用」という。）を自己が負担することなく（注２）、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた事実が認められた。

（注１）当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む。

（注２）ひらせいホームセンターは、派遣費用の請求を行っていない納入業者に対して派遣費用を負担していない。

⑵　ひらせいホームセンターの前記⑴の行為は、独占禁止法第２条第９項第５号ロに該当し同法第１９条の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、ひらせいホームセンターに対し、今後、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、前記⑴と同様の行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先　公正取引委員会事務総局審査局
公正競争監視室（優越的地位濫用事件タスクフォース）
電話　０３－３５８１－５４１５（直通）
ホームページ　https://www.jftc.go.jp/

第２　注意について

１　ひらせいホームセンターは、納入業者から原材料費、労務費等のコスト上昇を理由とする納入価格の引上げ要請を受けたにもかかわらず、要請を受けた商品のうち一部の商品について、当該納入業者に対して、ひらせいホームセンターの店舗周辺に所在する競合店の販売価格が引き上げられていないことを理由として納入価格を一定期間据え置いていた事実が認められた。

２　ひらせいホームセンターの前記１の行為は、独占禁止法第２条第９項第５号ハに該当し同法第１９条の規定に違反する行為につながるおそれがあることから、公正取引委員会は、ひらせいホームセンターに対して、未然防止の観点から、注意を行った。